

概要版

# 第五次 えひめ循環型社会 推進計画

令和3年度～令和7年度



愛媛県



# I 循環型社会推進計画とは

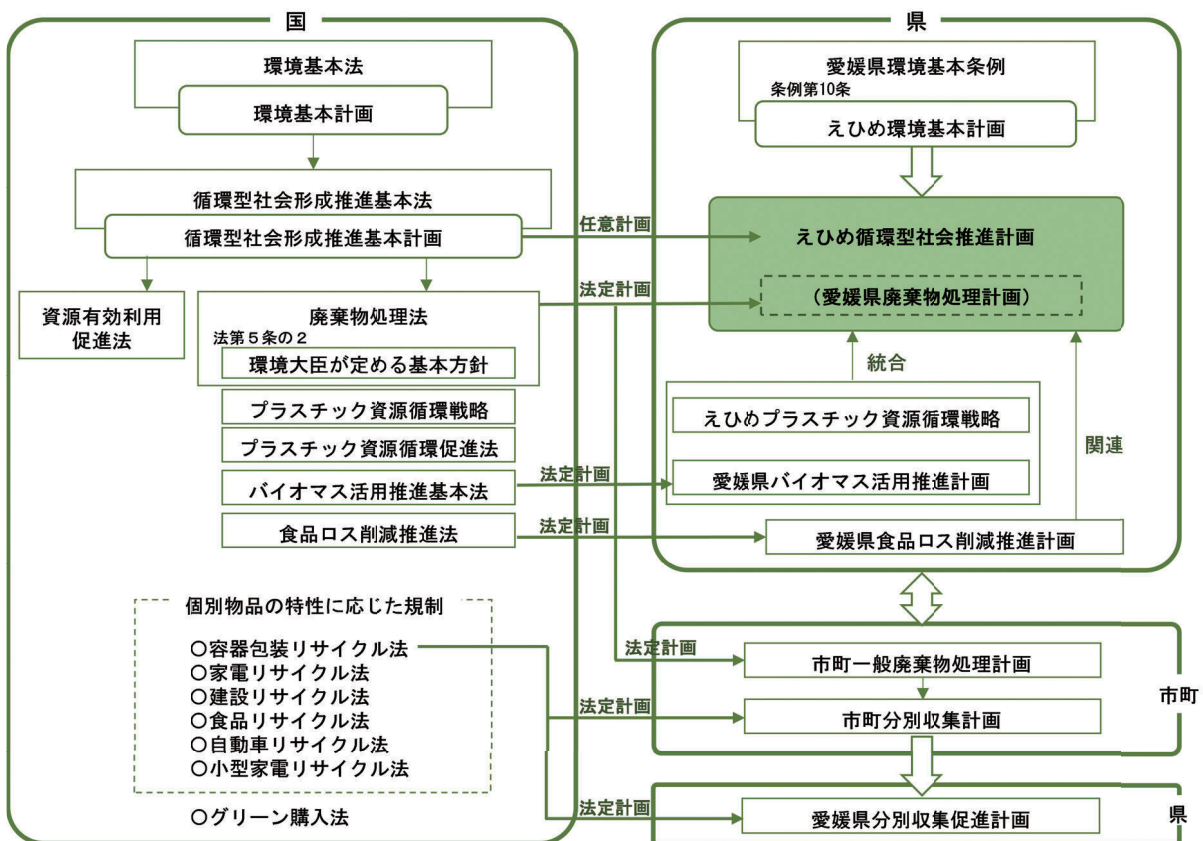
## 計画策定の背景・趣旨

本県では、循環型社会の実現に向け、廃棄物の3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))及び適正処理を推進し、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築を推進するとともに、プラスチックごみによる海洋汚染問題に対応する海洋プラスチックごみ対策の推進等に取り組んできました。

この度、これまで進めてきた各主体の取組みを検証し、これまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを総合的に推進するため、「第四次えひめ循環型社会推進計画」、「えひめプラスチック資源循環戦略」及び「愛媛県バイオマス活用推進計画」を統合して「第五次えひめ循環型社会推進計画」(以下「本計画」という。)として策定しました。

## 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及びバイオマス活用推進基本法第21条第1項に基づく「都道府県バイオマス活用推進計画」として位置付けられるものです。



## 計画期間

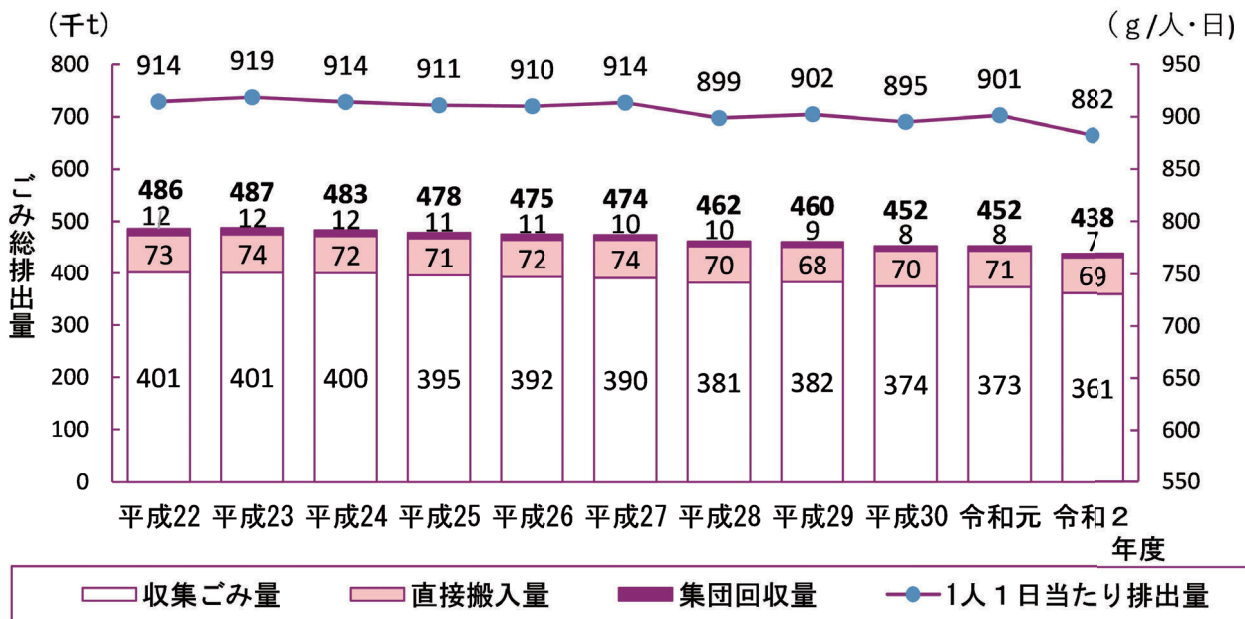
本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

## Ⅱ 現状と課題

### 一般廃棄物(ごみ)の排出及び処理状況

#### ごみ総排出量

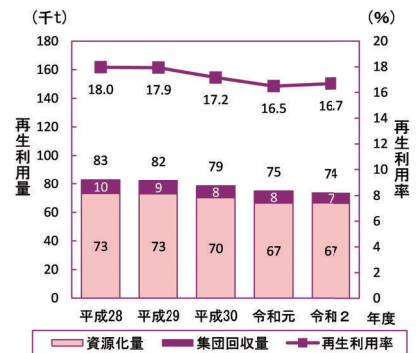
令和2年度のごみ総排出量は438千トン、1人1日当たり排出量は882g/人・日で、令和元年度の全国平均(918g/人・日)を下回っています。



#### 再生利用量と再生利用率

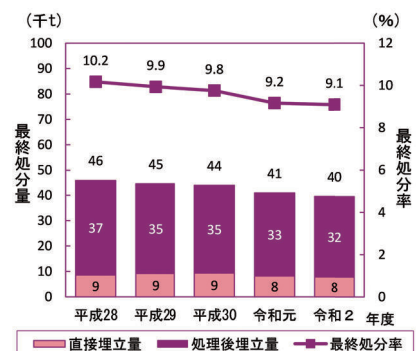
令和2年度における再生利用量は74千トン、このうち集団回収量が7千トン、資源化量が67千トンとなっています。

再生利用率((再生利用量/(ごみ処理量+集団回収量))×100)は、16.7%で全国平均よりもやや低い水準です。



#### 最終処分量及び最終処分率

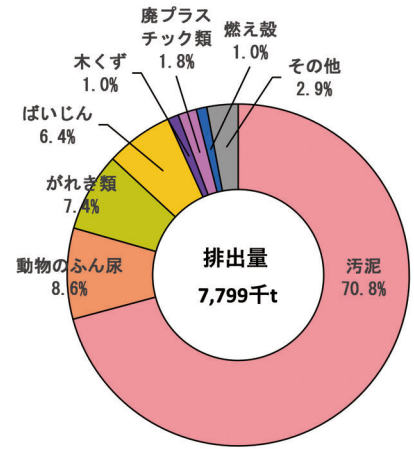
令和2年度における最終処分量は40千トン、最終処分率((最終処分量/計画処理量)×100)は9.1%で、平成23年度以降は、排出抑制や減量化、再生利用の推進に伴って、最終処分量及び最終処分率は減少傾向で推移しています。



# 産業廃棄物の処理状況

## 種類別の排出状況

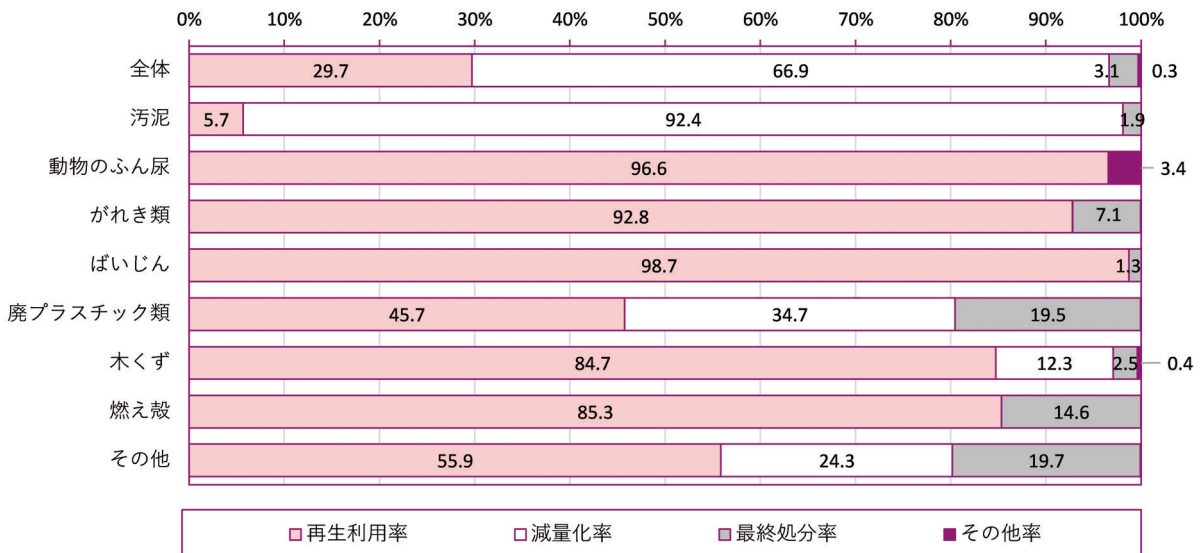
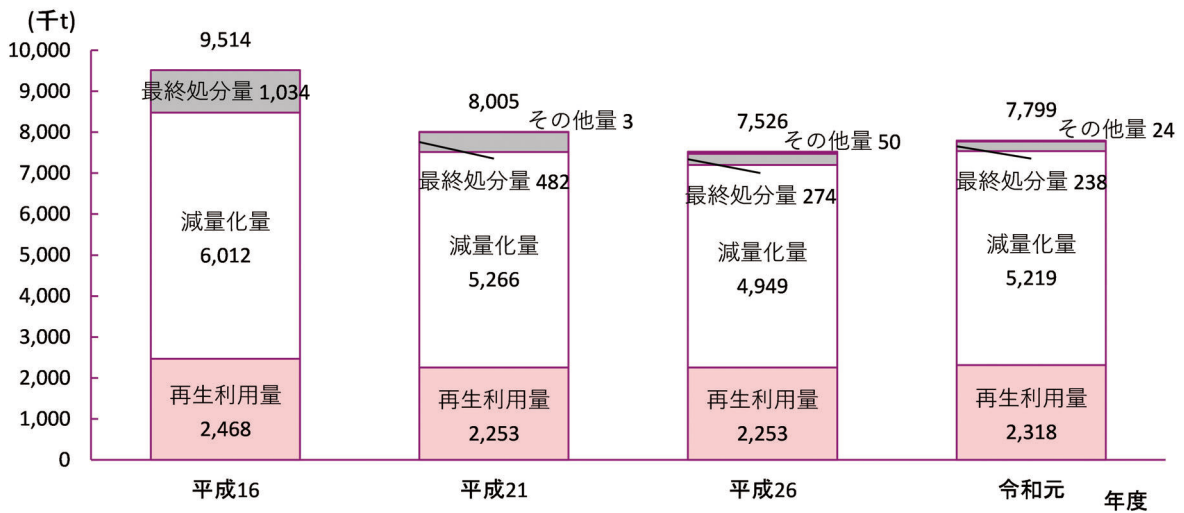
令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン種類別にみると、汚泥が 5,525 千トン（排出量の 70.8%）で最も多く、次いで動物のふん尿が 671 千トン（同 8.6%）、がれき類が 581 千トン（同 7.4%）、ばいじんが 497 千トン（同 6.4%）等となっており、これらの 4 種類が排出量全体の約 9 割を占めています。



## 処理状況

令和元年度に県内から排出された産業廃棄物 7,799 千トンは、脱水や焼却等の中間処理により 5,219 千トン（排出量の 66.9%）が減量化され、2,318 千トン（同 29.7%）が再生利用、238 千トン（同 3.1%）が最終処分されています。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっています。



### III 目標 (目指すべき指標)

#### 一般廃棄物(ごみ)の減量化目標

1. ごみ総排出量を令和2年度から約8%削減する(402千トンに削減)。  
(1人1日当たり排出量を令和2年度から約2%削減。)
2. 再生利用率を約28%に増加する。
3. 最終処分量を令和2年度から約12%削減する(35千トンに削減)。

項目	実績(速報)値	予測値	目標値
	令和2年度	令和7年度	令和7年度
ごみ総排出量(千t)	438	415	402
1人1日当たり排出量(g/人・日)	882	893	865
再生利用率(%)	16.7	16.2	28.0
最終処分量(千t)	40	37	35

#### 産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を令和元年度から約1%削減する(7,720千トンに削減)。
2. 再生利用率を約38%に増加する(再生利用量を2,930千トンに増加)。
3. 最終処分量を令和元年度から約5%削減する(226千トンに削減)。

項目	実績値	予測値	目標値
	令和元年度	令和7年度	令和7年度
排出量(千t)	7,799	7,929	7,720
再生利用率(%)	29.7	29.9	38.0
再生利用量(千t)	2,318	2,367	2,930
最終処分量(千t)	238	242	226

## IV これからの循環型社会づくりへの取組み

### 基本方針

本県では、これまでの取組み等により、廃棄物の排出量や最終処分量は着実に減少していますが、さらなる循環型社会の形成のためには、できる限りリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）によって、排出量を減少させるとともに、リサイクル（再生利用）や熱回収を行うことにより、最終処分量を減少させた上で適正に処理することが必要です。

また、脱炭素社会の実現を目指し、廃棄物の再資源化や生ごみ等からのメタン回収等のバイオマスの利活用、廃棄物発電等を一層促進する必要があります。

そのためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、プラスチック資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、焼却施設や最終処分場等の監視指導や不法投棄・不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発、廃棄物処理施設の防災センター化や自立・分散型の地域エネルギーとしても機能するよう、取組みを進める必要があります。

さらに、発生する廃棄物をできるかぎり資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要があります。SDGs や Society5.0 の理念や考え方を取り入れて、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーとの協働により取組みを充実・強化する必要があります。

他方で、県内各地に甚大な被害を及ぼした平成 30 年 7 月豪雨で発生した大量の災害廃棄物の処理を通じて平時の備えが大切であることが再認識されたことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震等における災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる強靱な災害廃棄物処理体制を構築しておくことが重要です。

そのため、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指します。

### 【6つの基本方針】

- 1 3R の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
- 3 循環型社会ビジネスの振興
- 4 プラスチック資源循環の推進
- 5 バイオマス活用の推進
- 6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

# 施策の体系

## 基本理念

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり  
～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～

### 基本方針1 3Rの推進

#### 基本施策1 3R活動の普及啓発

- (1) 環境教育・環境学習の充実
- (2) 普及啓発の推進
- (3) 的確な情報提供
- (4) 環境関連愛媛県知事表彰等

#### 基本施策2 リデュース（発生抑制）の推進

- (1) 家庭ごみの減量化
- (2) 排出事業者への指導等

#### 基本施策3 食品ロスの削減

- (1) 家庭での取組み促進
- (2) 事業者の取組みに対する支援
- (3) フードバンク活動の活性化

#### 基本施策4 リユース（再使用）の推進

- (1) 再使用製品の利用促進
- (2) 事業活動における再使用の促進

#### 基本施策5 リサイクル（再生使用）の推進

- (1) 資源ごみの分別収集の充実
- (2) リサイクル製品の利用促進
- (3) リサイクル施設・設備の整備と技術開発
- (4) リサイクル関連法の着実な推進

### 基本方針2 廃棄物の適正処理の推進

#### 基本施策1 適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物の適正処理の確保
- (2) 産業廃棄物の適正処理の確保
- (3) PCB廃棄物の期限内適正処理の確保
- (4) その他有害廃棄物等の適正処理の確保
- (5) 優良な処理業者の育成
- (6) 生活排水対策
- (7) 海洋漂着物等の適正処理

#### 基本施策2 適正な処理施設の確保

- (1) 一般廃棄物処理施設の確保
- (2) 民間事業者による処理施設の適正確保

#### 基本施策3 不法投棄・不適正処理対策の強化

- (1) 不法投棄情報の収集
- (2) 普及啓発の推進
- (3) 不法投棄監視体制の強化
- (4) 関係機関との連携
- (5) 不適正処理の防止等

#### 基本施策4 土砂等の埋立ての適正化推進

- (1) 土砂条例の適正な執行

### 基本方針3 循環型社会ビジネスの振興

#### 基本施策1 循環型社会ビジネスの育成・支援

- (1) 資源循環優良モデル認定制度の充実
- (2) 循環型社会ビジネスの振興
- (3) 製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進
- (4) 廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進
- (5) グリーン購入の推進

### 基本方針4 プラスチック資源循環の推進

#### 基本施策1 プラスチック資源循環の推進

#### 基本施策2 海洋プラスチックごみ対策の推進

### 基本方針5 バイオマス活用の推進

#### 基本施策1 バイオマス活用の推進

### 基本方針6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

#### 基本施策1 災害廃棄物処理への対応力の向上

- (1) 広域的な災害廃棄物処理体制の推進
- (2) PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し
- (3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

## V 各主体に期待される役割

### ■ 県民 < 循環型社会をかたちづくる主役 >

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与え、その責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動し、これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に配慮するとともに、3Rを意識した循環型のライフスタイルへの定着を図ることが期待されます。

- 3R活動・環境に配慮した消費行動(環境にやさしい買い物)の実践
- リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換
- ごみの分別・資源回収への協力 ○各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分
- 不法投棄防止への協力 ○災害廃棄物処理体制の構築への協力

### ■ NPO・大学等 < 県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手 >

#### NPO等

NPO等は、地域における環境保全活動や循環型社会形成に資する活動を自主的に行うとともに、独自の情報収集・発信能力、専門性、ネットワーク等を活かして、企画の立案や関係主体への働き掛け、各主体が行う経済社会活動を循環型社会形成の観点から評価し向上を促すことにより、県民のライフスタイルや事業者の事業活動の変革等を促進させていくことが期待されます。

#### 大学等

大学等は、専門的・学術的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を各主体に分かりやすく提供することにより、循環型社会の形成に向けての政策決定への寄与や各主体の具体的な行動を促す役割が期待されます。

### ■ 事業者 < 環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動 >

#### 排出事業者

排出事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たすとともに、法令順守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止はもとより、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を行うほか、情報公開など透明性を高める努力を行うことが期待されます。

#### 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物の適正処理により、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくリサイクルの推進が期待されます。

#### 金融機関・投資家

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPOや、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金提供することなどが期待されます。

### ■ 行政 < 各主体の取組み支援、コーディネータ >

#### 県

県は、この計画を推進するため、3Rの推進や廃棄物の適正処理の推進といった基本方針に率先して取り組みます。

#### 市町

市町は、地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、地域単位での住民の生活に密接した循環を構築することが期待されます。



# VI えひめプラスチック資源循環戦略

## 戦略策定の基本方針

本県のプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取り組むことにより、「オール愛媛」でプラスチックの資源循環を推進し、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を図ります。

また、本戦略の展開を通じて、本県におけるプラスチックをめぐる資源・環境両面の課題を解決するとともに、「プラごみ対策先進県えひめ」のブランド化を図ることにより、地域イメージの向上並びに地場産業の活性化に繋げ、新たな成長の源泉とします。

## 目標 (3R+Renewable)

- ①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす。
- ②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える。
- ③できる限り長期間、プラスチック製品を使用する。
- ④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用）を図る。

特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収を行う。

## 重点戦略

### プラスチック資源循環の推進

- ① リデュース等の徹底
- ② 効果的・効率的で持続可能なリサイクル
- ③ 再生材・バイオプラスチックの利用促進

### 海洋プラスチックごみ対策の推進

#### 成果目標

項目	現時点 (令和3年度)	目標 (令和7年度)
(1) プラスチック資源循環の推進		
1 「環境にやさしい買い物キャンペーン」参加店舗数	1,076 店舗	現状より増加
2 プラスチック製容器包装（PET ボトルを除く。）の分別収集実施市町数	11 市町	20 市町
(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進		
3 愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体数	4人 14 団体	現状より増加

## Ⅶ

# バイオマス活用の推進に向けた取組み(愛媛県バイオマス活用推進計画)

## 計画の基本的事項

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要です。

本計画により、今後のバイオマス活用の方向性を示し、関係部局と連携してバイオマスの更なる活用を推進します。

## バイオマス活用の基本方針

### 基本方針1：みんなでバイオマス

県民・NPO・事業者・行政が協働して、バイオマス活用の取組みを県全域に、みんなの取組みとして拡大・進展させます。

【施策1】バイオマス活用に参加しよう

【施策2】バイオマスを使おう

【施策3】バイオマスをもっと知ろう

【施策4】県・市町で連携しよう

### 基本方針2：広げようバイオマス

少しずつでも着実にバイオマス活用を増やしていきます。

【施策5】食品廃棄物・農作物非食用部の活用

【施策6】木質バイオマスの活用

【施策7】水産業関係のバイオマスの活用

【施策8】その他のバイオマスの活用

### 基本方針3：チャレンジしようバイオマス

バイオマス活用の将来を見据えた「挑戦の姿勢」を持って、新たな技術やシステムの開発を推進します。

【施策9】エネルギーへの活用

【施策10】新たな挑戦

## 活用目標(目標年度：令和7年度)

バイオマスの種類		令和3年度 【活用見込】	令和3年度 【前計画目標】	令和7年度 【目標】	
廃棄物系	家畜排せつ物	96.7%	約97%	約98%	
	下水汚泥	53.9%	約85%	約85%	
	紙	83.8%	約85%	約100%	
	黒液	100.0%	約100%	約100%	
	食品廃棄物	83.1%	約85%	約89%	
未利用系	木質	製材工場等残材	100.0%	約100%	約100%
		建設発生木材	94.3%	約90%	約96%
		林地残材	28.4%	約30%	約30%
	農作物 非食用部	稲わら	100.0%	約100%	約100%
		もみがら	81.3%	約90%	約90%

## VIII

# 推進体制と評価システム

## 推進体制

本計画を着実に推進するため、「県・市町環境連絡会議」をはじめ、「愛媛県食品ロス削減推進協議会」、「海岸漂着物対策推進協議会」、「不法投棄防止対策推進協議会」、「災害廃棄物対策推進協議会」等を活用し、県民、NPO・大学等、事業者、行政が連携して、それぞれの役割分担や責任の元、目標達成のため積極的な取組みを推進していきます。

本計画に掲げた目標を達成し、基本方針である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を推進していくため、各主体は、資源循環や廃棄物処理の現状及び課題について共通認識を持ち、お互いの立場を理解しながら、それぞれの役割を果たすことにより、本計画で示した各種の施策を着実に遂行していきます。

## 評価システム

### 評価体制

本計画の進捗状況については、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」が点検・評価を行います。

点検・評価に基づく結果（廃棄物の排出量、処理量など）は、各年度の県環境白書や県ホームページなどを活用し、県民や事業者に対して資源の循環や廃棄物処理の現状についての情報提供を行います。

### 計画の進行管理

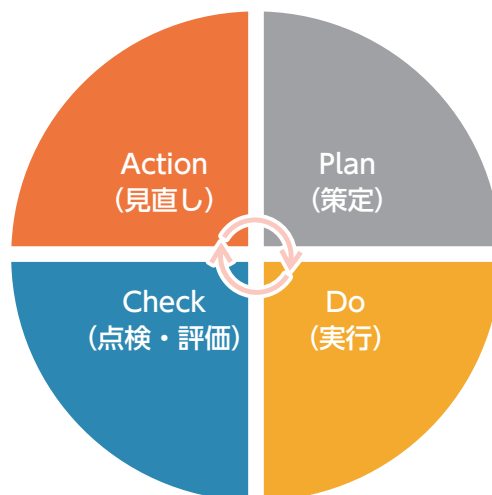
本計画の進捗状況について、P D C A サイクル（①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action)）により、定期的な点検・評価を行い、各施策の成果の継続的な改善を図ります。

そのため、一般廃棄物については、毎年度実施する一般廃棄物処理実態調査や資源リサイクル実態調査により、排出量等の確認を行います。

産業廃棄物については、毎年度、産業廃棄物実態調査を実施することは困難なことから、多量排出事業者による処理実績報告や資源循環促進税の納入・納付状況などを基に、排出量や埋立処分量などの把握に努めます。なお、産業廃棄物実態調査は、本計画を改定する際に実施し、目標の達成状況を確認します。

また、県が毎年度実施する政策予算・事務事業評価に基づき、各施策の活動指標や成果指標により計画の進捗状況を把握し、事業の見直し等を実施していきます。

これら毎年度の点検・評価、事業の見直しのほか、必要に応じて本計画の見直し等を検討します。





資源循環促進税活用事業

愛媛県 県民環境部  
環境局 循環型社会推進課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-912-2355  
FAX 089-912-2354

詳しい情報はコチラから

<https://www.pref.ehime.jp/>

